

非常変災時など緊迫事態における非常措置について

非常変災時における生徒の安全確保のため、下記のとおり非常措置をとりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 台風等暴風(雨)襲来時における対応

(1) 「特別警報」および「暴風警報発令時」における措置

①生徒の登校前

◆午前7時において「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合

・学校から改めての通知はしませんが、発令と同時に自動的に、臨時休業とします。

②生徒の登校後

◆登校後に「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合

・通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示をします。

(2) 「特別警報」および「暴風を含む警報」解除後の措置

①午前7時までに、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が解除された場合

◆地域や通学路等の状況から災害等の危険が予想される場合

・必要に応じて始業時刻の繰下げ又は臨時休業の指示をします。

②生徒の登校後

・状況を判断し、場合によっては(1)の②に準じます。

2 その他の警報等(大雪、大雨、洪水等)

(1) 基本的には、臨時休業ではありません。

・ただし、地域や通学路の状況から、臨時休校、始業時刻の繰下げ、終業時刻の繰上げ等の措置が必要な事態となった場合適切な指示をします。

(2) 大雪や大雨等で交通が遮断されたりした場合、始業が遅れることがあります。その場合

・自習態勢をとります。

3 地震発生の場合

(1) 家にいる時で、緊急避難が必要と判断した場合

・指定の広域避難場所へ安全確保の上避難してください。

(2) 学校にいる時

・学校の防災マニュアルに従って、避難させます。